

延滞金の計算方法

納期ごとの納めるべき税額が、その納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて以下の割合で計算した額の延滞金を本税に加算して納付することになります。

- 令和 3 年 1 月 1 日以降の期間の割合

延滞金特例基準割合（注 1）に年 7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%とする。）

- 平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間の割合

特例基準割合（注 2）に年 7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%とする。）

- 平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間の割合年 14.6%の割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については特例基準割合。（注 2））

- 平成 11 年 12 月 31 日までの期間の割合年 14.6%の割合（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7.3%の割合。）

- （注 1）延滞金特例基準割合

- 令和 3 年 1 月 1 日以降の期間の延滞金特例基準割合

各年の前々年の 9 月から前年 8 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 12 で除して計算した割合（当該割合に 0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年 7.3%の割合を超える場合は年 7.3%の割合とする。

- (注2) 特例基準割合

- 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間の特例基準割合

各年の前々年の10月から前年9月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

- 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間の特例基準割合

各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年4%の割合を加算した割合。

● 延滞金割合の率の推移

該当する年 (1月1日から12月31日)	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の割合：a(年率)	納期限の翌日から1か月を経過した日から納付の日までの期間の割合：b(年率)
平成11年まで	7.3%	
平成12年から平成13年	4.5%	
平成14年から平成18年	4.1%	
平成19年	4.4%	
平成20年	4.7%	
平成21年	4.5%	
平成22年から平成25年	4.3%	
平成26年	2.9%	9.2%
平成27年から平成28年	2.8%	9.1%
平成29年	2.7%	9.0%
平成30年から令和2年	2.6%	8.9%
令和3年	2.5%	8.8%
令和4年から令和6年	2.4%	8.7%

● 延滞金は次の計算方法により算出します

$$\text{延滞金額} = (\text{滞納税額} \times a\% \times A \div 365) + (\text{滞納税額} \times b\% \times B \div 365)$$

a：納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の延滞金の割合

令和6年中は、年2.4%です。(延滞金特例基準割合1.4%+年1%)

b：納期限の翌日から1か月经過した日以後の期間の延滞金の割合

令和6年中は、年8.7%です。(延滞金特例基準割合1.4%+年7.3%)

A：納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の日数

B：納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後納める日までの期間の日数

- 延滞金計算時の注意事項

- 滞納税額の全額が 2,000 円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- 滞納税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
- 算出した延滞金額が 1,000 円未満である場合は、その全額を切り捨てます。
- 算出した延滞金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 令和 7 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合等は、令和 6 年 11 月中に確定します。